

令和7年度 橋梁点検結果一覧

番号	橋梁名	所在地	路線名	橋長(m)	幅員(m)	判定区分
1	野田5号橋	岩崎	野田4号線	3.50	3.30	I
2	野田4号橋	岩崎	野田5号線	3.80	1.40	II
3	寺下橋	朝来	共栄1号支線	2.90	23.00	I
4	はまゆう3号橋	朝来	はまゆう団地2号線	2.25	6.68	I
5	はまゆう2号橋	朝来	大谷本線	2.70	7.20	I
6	六部3号橋	朝来	上村線	2.20	6.85	I
7	六前2号橋	朝来	上村線	3.10	15.30	I
8	六部2号橋	朝来	上村支線	2.50	8.45	I
9	塗屋1号橋	朝来	岩崎大内谷線	4.10	8.00	I
10	田尻橋	岩崎	日産国道線	2.60	5.00	I
11	中島橋	岡	中島奥草線	2.60	5.70	I
12	射矢ノ谷3号橋	岡	射矢ノ谷線	2.70	2.50	I
13	宮代橋	岡	宮代3号線	3.30	6.40	I
14	篝谷1号橋	岡	篝谷線	3.40	2.60	II
15	篝谷2号橋	岡	篝谷支線	2.50	2.00	I
16	篝谷3号橋	岡	篝谷支線	2.70	3.50	II
17	王子谷2号橋	岩田	王子谷線	3.70	4.30	I
18	王子谷3号橋	岩田	王子谷線	4.50	3.65	I
19	刃剣橋	岩田	刃剣線	2.40	9.50	I
20	尾崎1号橋	岩田	尾崎線	2.40	7.50	I

判定区分表

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。